

外郭団体の見直しに係る取組みの状況

1. 整理縮小又は再編

団体名	平成10年度見直し方針	実施状況
(財)三重社会経済研究センター (総合企画局)	広く県全般にわたり政策提言機能を発揮できるように、業務内容の抜本的再編を図る。 (平成9年度)	民間企業や他団体等へ統合できる機能は統合し、民間企業や他団体等で代替できる機能は廃止し、財団は平成13年度末で解散した。
(財)三重県勤労者いこいの村 (生活部)	雇用促進事業団廃止に伴う福祉施設の取扱方針が示された段階で見直しの方向を決定する。 (未定)	雇用促進事業団の廃止に伴い、福祉施設を大王町へ譲渡し、平成13年1月31日に解散した。
(財)三重県森林土木技術センター (環境部)	-	目的とする事業が民間企業で代替できることとなったため、公益法人としての役割を終え、平成13年3月30日に解散した。
(財)三重県森林作業員退職金共済基金 (農林水産商工部)	低金利による資産運用益の減少などのため、今後の運営(財務)に支障が生じないよう、類似の制度への移行を含め法人運営を抜本的に見直す。 (平成10～11年度)	類似の機能を有する(財)三重県林業従事者対策基金に財産と業務を引き継ぎ、平成11年3月31日に解散した。 (財)三重県林業従事者対策基金は、平成13年4月に他団体と統合し、(財)三重県農林水産支援センターとなった。
(株)国際規格審査登録センター (地域振興部)	-	(財)三重県環境保全事業団に営業譲渡し、平成14年12月6日に解散した。
三重中部総合開発(株) (県土整備部)	工業団地開発、企業誘致等が当初計画どおり進んでいないことから、今後の運営計画等についての改善方針を策定し、他の出資者、国等の関係機関と調整を図りつつ、必要な対策を進める。 (平成10～12年度)	平成15年3月10日に津地方裁判所へ自己破産を申し立て同日付で破産が宣言された。 平成15年7月9日に債権者集会が開催され、異議なく終結した。これにより裁判所が同日付けで、破産廃止を決定し、破産手続きが終了した。
(社福)三重県厚生事業団 (健康福祉部)	委託されている県営福祉施設の健全で効率的な運営を図るため、業務及び組織の合理化等経営改善対策を進める。 (平成10～14年度)	事業団の経営健全化を図るため、第1次経営健全化計画(平成9年～14年度)の中で、退職者不補充や給食業務の外部委託により人件費の削減に取り組んだ。平成15年度からは、第2次経営健全化計画(平成15年度～17年度)を策定し、給与体系の見直しや支援費制度の動向を考慮に入れた効果的、効率的な事業運営に取り組んでいる。 また、県立施設における県関与の見直しを行い、特別養護老人ホーム明星園を14年3月に民間譲渡するとともに、平成15年4月にいなば園の入所者の一部を新施設に移行し、平成15年10月にいなば園の定数を改正(150名から120名)し規模縮小を行った。 さらに、いなば園における県立施設としてのセーフティーネット機能の必要性や県費繰り入れの廃止を目指した経営形態等について、民間有識者等で構成する「いなば園あり方検討会」を設置し、平成15年2月～10月にかけて検討を行った。 その結果、従来の管理運営委託による県立施設から社会福祉法人三重県厚生事業団直営施設へ3年を目処に移行するとともに、その一部を県の果たすべき入所施設におけるセーフティーネット機能を担う施設とするなどの改革の方向性が検討会から県に報告された。